

# これが「企業の労働110番」です



一般社団法人 名北労働基準協会  
労働保険部 若井大志  
特定社会保険労務士

「はい、こちら企業の労働110番です」  
電話の主は、ある製造会社の人事担当者でした。「このたび、20年間勤務していた従業員が60歳を迎えました。60歳を超

えると、公共職業安定所から給付金をもらえるというご相談でした。聞きましたが、どのようなものなのでしょうか」というご相談でした。

## 高年齢雇用継続給付について

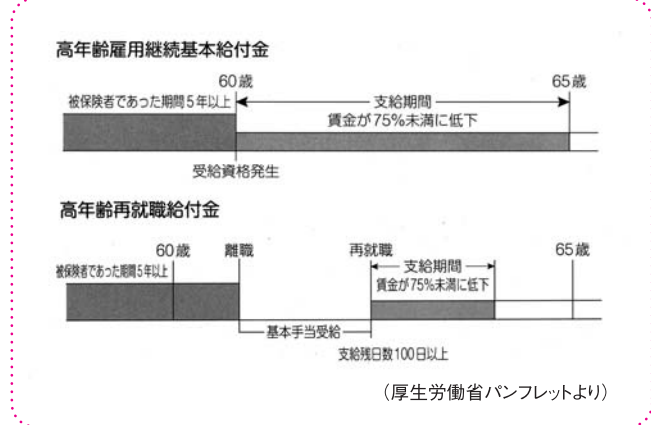
達時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける60歳以上65歳未満の一定の一般被保険者の方に支給される高年齢雇用継続給付があります、とお伝えしました。

高年齢雇用継続給付とは、高齢化が進展する中で、働く意欲と能力のある高齢者に対し、60歳から65歳までの雇用継続を援助、促進する制度です。高年齢雇用継続給付には、「高年齢雇用継続基本給付金」と「高年齢再就職給付金」の2種類があります。まず、高年齢雇用継続基本給付金ですが、以下の要件をすべて満たすことが必要です。①60歳以上65歳未満の一般被保険者であること、②被保険者であった期間（注）が5年以上あること、③60歳時点と比較して60歳以後の賃金（みなし賃金を含む）が75%未満とな

っていること。支給期間は、被保険者が60歳に到達した月から65歳に達する月までの間に、各暦月の初日から末日まで被保険者であることが必要です。

次に、高年齢再就職給付金ですが、以下の要件をすべて満たすことが必要です。①60歳以上65歳未満で雇用された一般被保険者であること、②直前の離職時において、被保険者であった期間（注）が通算して5年以上あること、③基本手当を受給した後、60歳以後に再就職して、再就職後の各月に支払われる賃金が基本手当の基準となった賃金日額を30倍した額の75%未満となっていること、④再就職した日の前日における基本手当の支給残日数が100日以上あること、⑤再就職にあたり、再就職手当の支給を受けていないこと。支給期間は、再

就職した日の前日における基本手当の支給残日数が200日以上るときは、再就職日の翌日から2年を経過する日の属する月までとなり、100日以上200日未満のときは再就職日の翌日から1年を経過する日の属する月までとなり、各暦月の初日から末日まで被保険者であることが必要です。



の各月に支払われた賃金の低下率によって、支払われた賃金の15%を上限として支給されます。ただし、支給限度額以上の場合や最低限度以下の場合、給付金は支給されません。

今後、少子高齢化が見込まれ、人材を確保することが難しくなることが予想されます。企業としては、高年齢雇用継続給付の制度を使って、経験豊かな貴重な人材に長く働いてもらえるような環境を作っていくことが必要だと考えられます。

※（注）「被保険者であった期間」とは、雇用保険の被保険者として雇用されていた期間の全てを指します。なお、離職等による被保険者資格の喪失から新たな被保険者資格の取得までの間が1年以内であること、及びその間に求職者給付及び就業促進手当を受給していない場合、過去の「被保険者であった期間」として通算されます。